

令和5年梅雨前線による大雨※により被災した中小企業に対し、県制度融資「緊急経済対策資金」による金融支援を行います

- 令和5年梅雨前線による大雨※により、被災した中小企業を支援するため、この大雨災害を県制度融資「緊急経済対策資金」の「知事の指定する風水害」に指定しました。
- これにより、今回の大雨災害により被災された中小企業に対し、「緊急経済対策資金」による低利融資を行い、災害からの復旧に向けた円滑な資金繰りを支援します。

※ 令和5年6月29日から的大雨、令和5年7月2日から的大雨、令和5年7月7日から的大雨を指定。

○ 県制度融資「緊急経済対策資金」による支援

- ① 融資利率 1.3%
- ② 保証料率 0.25%～1.62%
- ③ 融資限度額 1億円
- ④ 返済期間 10年以内（据置2年以内）
- ⑤ 資金使途 設備資金、運転資金
- ⑥ 指定期間 令和5年7月14日～令和5年12月28日

※ 市町村等が発行する「罹災証明書」が必要となります。

【参考】

「緊急経済対策資金」における「セーフティネット保証4号」と「知事指定災害」との比較

区分	セーフティネット保証4号	知事指定災害(今回指定)
対象の大雨災害	官報により公表予定	令和5年6月29日から的大雨 令和5年7月2日から的大雨 令和5年7月7日から的大雨
被災内容	直接被害・間接被害	直接被害のみ
対象市町村	久留米市、八女市、筑後市 うきは市、朝倉市、那珂川市 筑前町、東峰村、広川町、添田町	県全域
融資利率	1.30%	
保証料率	0.8%	0.25～1.62%
保証割合	100%	80%
限度額	1億円	
資金使途	設備・運転資金	
融資期間	10年以内(据置2年以内)	